

議 長 日程第7「認定第7号平成27年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。320ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額9億3,658万5,785円、前年度比較4.1%、3,725万3,030円の増、歳出総額8億8,191万2,390円、前年度比較2.3%、1,959万4,016円の増、歳入歳出差引額5,467万3,395円。実質収支額は同額でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。次ページをお開きください。款1、保険料、予算現額2億535万8,000円、調定額2億811万2,040円、収入済額2億260万820円、不能欠損額79万4,120円、収入未済額471万7,100円となりました。不納欠損処分の内訳でございますが、平成20年度から25年度までの滞納繰越分のうち、本人が死亡あるいは転出し所在不明となったもの、時効消滅等24人、159件について処分いたしました。平成27年度末現在での第1号被保険者のいる世帯数は2,559世帯、第1号被保険者数は3,640人でございます。

項1、介護保険料、目1、第1号被保険者保険料でございますが、節1、現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の方3,283人に対するもので、収入済額1億8,717万2,520円、前年度比較25.2%、3,768万5,640円の増となりました。徴収率は100%でございます。

節2、現年度分普通徴収保険料は、特別徴収対象とならない357人に対するもので、収入済額1,489万2,000円、前年度比較17.9%、226万4,600円の増、徴収率は89%でございます。なお、現年度分の保険料の徴収率は99.1%ございました。収入未済額184万3,960円につきましては、62人、285件分となっております。

節3、滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収に係る未納保険料で収入済額53万6,300円、前年度比較26万5,100円の増、徴収率は12.8%でございます。滞納繰越分の収入未済額は287万3,140円、60人、566件となりました。なお、平成28年度現年度分普通徴収保険料を含めた滞納整理状況でございますが、8月26日現在では、38万5,055円が収入済みとなっております。

款 2、使用料及び手数料、項 1、手数料、目 2、督促手数料、収入済額 5 万 7,000円は、285件分の督促手数料として収入しております。

続きまして、款 3、国庫支出金でございます。項 1、国庫負担金、目 1、介護給付費負担金でございますが、保険給付費の居宅給付費の20%分と施設給付費の15%分が国庫による公費負担分となります。

節 1、現年度分介護給付費負担金といたしまして、1億4,920万3,649円を収入しております。項 2、国庫補助金、目 1、調整交付金は、国の負担分 5%とされておりますが、松田町の調整交付金割合は4.19%でございます。収入済額は3,185万7,000円、前年度比較、わずかに下がりまして99万3,000円の減となりました。

目 2、節 1、介護予防等地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費1,904万6,000円の25%分を国の国庫負担分として、403万5,255円を収入しております。

次のページをお願いいたします。目 3、包括的支援等地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、包括支援事業、任意事業に係る経費582万円と人件費0.5名分390万9,000円、計972万9,000円の39%を国の公費負担分として、節 1、現年度分379万4,310円として収入しております。

目 4、事業費補助金につきましては、介護保険システム改修に対するもので、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の 2 分の 1 を国の負担分として、250万円を収入いたしております。

款 4、項 1、支払基金交付金、目 1、介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の保険料を保険給付費の28%相当として支払基金から収入いたしております。節 1、現年度分介護給付費負担金として、2億2,059万2,000円を収入いたしております。

目 2、地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費の28%を支払基金から収入いたしております。節 1、現年度分として532万7,000円を収入いたしております。

款 5、県支出金、項 1、県負担金、目 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 1 億1,885万701円につきましては、居宅給付費についての12.5%分、また施

設給付費についての17.5%分を県の公費負担分として収入いたしております。

項2、県補助金、目1、介護予防等地域支援事業交付金でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費の12.5%を県の公費負担分として、225万5,784円を収入いたしております。

次のページにわたりますけれど、目2、包括的支援等地域支援事業交付金、次のページをお願いいたします、節1、現年度分包括的支援等地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、包括的支援事業、任意事業に係る経費と人件費0.5名分の19.5%、189万7,155円を県の公費負担分として収入いたしております。

款6、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、介護給付費繰入金は、町の公費負担分として保険給付費の12.5%を、節1、現年度分1億528万8,000円を収入いたしました。

目2、その他一般会計繰入金は、節1、職員給与費等繰入金、また職員2名分の人件費を、節2、事務費繰入金として、総務費の人件費を除いた一般管理経費分を収入いたしております。

目3、地域支援事業費繰入金、節1、地域支援事業費等繰入金は、備考欄をごらんいただきたいと思います。介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金は、職員0.5名分の人件費を含めて町の公費負担分12.5%として、収入いたしております。また、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金は、職員0.5名分の人件費を含めて町の公費負担分19.5%として、収入いたしております。

目4、地域包括支援センター事業費繰入金は、節1、職員給与費等繰入金で職員約2名分の人件費と、節2、事務費等繰入金として、地域包括支援センター事業費の人件費を除いた一般管理経費分を収入いたしております。

目5、節1、低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年度の介護保険制度の改正により設けられたものでございます。第1段階の保険料率を軽減するために、一般会計で歳入した国・県の交付金に町負担分を加えたものを繰り入れております。

款7、諸収入について、次のページをお願いいたします。ページの中ほどに

なりますけれども、項4、目1、節1、雑入の収入済額は3万1,730円となりました。こちらの内訳は、介護認定訪問調査受入収入3件、介護扶助訪問調査受託収入5件分でございます。

款8、項1、目1、繰越金でございますが、前年度からの繰越金は3,701万4,381円となりました。

以上、歳入合計は9億3,658万5,785円となります。

次のページをお願いいたします。続きまして、歳出について説明いたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の支出済額は2,751万7,950円となりました。支出の主なものといたしましては、備考欄をごらんください。01、0101、職員給与費の職員2名分の人件費と、02、0201、一般管理経費の節13、委託料の介護保険システム保守委託料、同じく介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料、節14、使用料及び賃借料の介護保険システム等賃貸借料などがございます。

次のページをお願いいたします。項2、徴収費、目1、賦課徴収費の支出済額は57万4,098円となりました。備考欄をごらんください。徴収関係経費は、保険料を徴収するための納付書などの印刷製本費や郵送料などの事務経費として支出いたしております。

項3、介護認定審査会費、目1、認定調査等費の支出済額550万8,080円となり、介護保険の要介護認定の訪問調査に係る経費として支出いたしました。備考欄をごらんください。要介護認定訪問調査嘱託員5名分、訪問調査実績490件分の報酬、また役務費といたしまして、主治医意見書手数料として新規・継続合わせて504件分を支出いたしております。目2、認定審査会負担金の支出済額は650万7,000円となりました。節19、負担金補助及び交付金として、1市5町の足柄上地区介護認定審査会に係る経費を足柄上衛生組合へ支出しております。全体の審査会の開催回数は148回、4,355件の審査が行われました。このうち、松田分は488件でございます。

項4、目1、委員会費の支出済額は1万3,200円となりました。支出の主な内容といたしましては、地域密着型サービス運営委員会に係る経費となっております。

次に、款2、保険給付費の支出済額は7億8,917万1,528円となり、前年度比較0.5%の減となりました。第6期介護保険事業計画の初年度の平成27年度計画値の標準給付見込額を6%下回る状況となっております。

項1、目1、介護サービス等諸費の支出済額は7億4,534万507円となっております。次のページにわたりますが、要介護者の居宅介護から施設介護などのサービス等と要支援者を対象とした介護予防サービスを提供いたしております。介護サービス受給者数でございますが、介護給付の居宅介護サービス受給者は延べ3,334人、施設サービス受給者は延べ1,014人、地域密着型サービス受給者は延べ190人、介護予防給付の居宅介護予防サービス受給者は延べ743人となっております。保険給付費の減額要因の大きなところは、施設介護サービス受給者のうち、要介護5の受給者が前年度比較12.9%の減、要介護の受給者が前年度比較3.2%の減、また地域密着型サービス受給者数が17.7%の減によるところが大きいものと分析いたしております。

次のページをお願いいたします。項2、目1、高額介護サービス費の支出済額は1,355万1,053円となりました。介護サービスの利用額が、世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合、一定額を超えた金額が給付されるもので、年間1,298件分を支出いたしております。

項3、その他の諸費、目1、審査支払手数料は、1件単価52円、1万4,192件分を支出いたしております。

項4、目1、特定入所者介護サービス費の支出済額は2,803万625円となりました。施設介護サービス利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対し自己負担額を低く抑えるように自己負担と基準額との差額を補填するもので、延べ747件に対する給付費を支出いたしております。

項5、目1、高額医療合算介護サービス等費の支出済額は173万2,879円となりました。世帯単位で医療保険及び介護保険サービス利用の自己負担金限度額を超えた方に対して給付されるもので、平成25年8月から平成26年7月分の53件分を支出いたしております。

款3、項1、目1、基金積立金でございますが、保険料の歳入が前年度並以上を見込むことができましたので、昨年度末に1,000万円を積み立て、平成27

年度末基金現在高を1,947万3,286円といたしました。

款4、諸支出金につきましては、次のページにわたりますが、次のページをお願いいたします。項1、償還金及び還付加算金、1つ飛びまして、目2、第1号被保険者保険料還付金の支出済額は2万9,500円でした。その内容は、特別徴収で死亡によるもの3件となっております。1つ飛びまして、目4、償還金、節23、償還金利子及び割引料の支出済額は667万6,503円となりました。介護給付費国庫負担金、支払基金交付金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各交付金、各事業費補助金等の平成26年度分精算による返還金になります。

款5、項1、地域支援事業費、目1、介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は1,298万8,923円となりました。支出の主なものは、備考欄をごらんください。サービス事業費、訪問型サービスでございます。こちらのほうは直営で、生活機能が疑われる高齢者に対しまして管理栄養士による栄養改善指導、作業療法士による訪問型介護予防事業として訪問指導を実施しております。また、節13、委託料の第1号訪問事業委託料といたしまして、基本チェックリストに該当した生活機能が疑われる高齢者、またはほかのサービスを希望して要支援認定を受けた方に対しまして、介護予防ケアマネジメントを行いまして、介護予防訪問介護相当のサービスとして、第1号訪問事業を県のみなし指定事業所を従来どおりのサービスとして御利用いただいております。延べ件数は148件となります。

次のページをお願いいたします。0102、通所型サービスでございます。こちらでも直営で、生活機能低下が疑われる高齢者に対しまして、栄養改善、口腔機能等向上や運動機能向上事業を実施いたしております。口腔機能等向上事業及び栄養改善事業は7回実施し、延べ51人が参加されております。運動器の機能向上事業、呼吸法機能訓練でございますが、こちらは理学療法士の指導によりまして20回2コースを実施いたしました。延べ422人が参加しております。このほか、節13、委託料の第1号通所事業委託料といたしまして、先ほどの第1号訪問事業同様のケアマネジメントを行いまして、延べ143件の方が御利用いただいております。節19、負担金補助及び交付金のミニデイサービス事業補助金につきましては、社会福祉協議会の実施する住民主体によります支援、ミニ

デイサービスへの事業費補助として支出いたしております。

0103、生活支援サービスでございます。平成26年度までは任意事業で実施しておりました食のアセスメント事業を、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認として行ってございます。食のアセスメント事業の配食サービスを委託実施しておりますが、登録42人に対しまして延べ3,765食分を支出いたしております。また、地域サロン事業といたしまして、高齢者を初めとした地域住民による居場所づくりを進めております。昨年の6月2日には、「お休み処 新松田」を開所いたしまして、延べ3,238人の方にお立ち寄りいただきました。介護予防ケアマネジメント事業でございます。介護予防生活支援サービスに係るケアマネジメントを行いまして、ケアプランを作成して、サービスの利用調整を図るものでございます。地域包括支援センターの職員で行うほか、節7、賃金で保健師を雇用して実施いたしました。節19、負担金補助及び交付金の介護予防ケアマネジメント費は、県国保連を通じまして一般会計の諸収入になっておりますが、延べ164件分を収入し、介護保険事業特別会計繰出金に充当して、地域包括支援センターの人件費の財源とさせていただいているものでございます。

目2、一般介護予防事業費の支出済額は228万371円となりました。支出の主なものは備考欄をごらんください。ちょっとショートカットさせていただきたいとは思いますが……（「もう少し簡単でいいですよ」の声あり）いいですか。（「メモが取り切れないです」の声あり）わかりました。目のところだけ読み上げさせていただきたいと思います。

目、一般介護予防事業費の支出済額は228万371円となりました。一般介護予防事業のほうでは普及啓発事業として、運動教室3事業のほうを行いまして全105回、延べ3,221人が参加されております。地域介護予防活動支援事業といたしまして、介護予防サポーターの養成に着手いたしております。また、認知症の正しい知識の啓発のために認知症サポーターの養成講座もあわせて行わせていただいております。一般介護予防事業評価事業につきましては、平成18年度からの評価を継続して、エビデンスに基づく事業実施のほうにつなげてございます。

次のページをお願いいたします。目3、包括的支援事業・任意事業費の支出済額は298万1,627円となりました。包括的支援事業のほうは包括的支援センターで主に行うものでございますが、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを行っております。なお、総合相談件数は、延べ1,513件となっております。次、任意事業でございます。主なものは、そちらのほうに書かれておりますが、介護相談員派遣事業、介護家族支援といたしまして、家族介護用品の給付、成年後見制度利用支援等を行っております。また、家族介護慰労金といたしまして、22人の方、延べ44件を支出させていただいております。在宅医療・介護連携推進事業費でございます。こちらのほうは、特に金額は上がっておりませんが、在宅医療・介護連携推進事業として広域連携のほうを進めさせていただいている状態でございます。平成27年度は、管内の介護支援専門員の団体であるケアマネ連絡会と共催で講演会を実施いたしております。次のページをお願いいたします。生活支援体制整備事業でございます。こちらは生活支援サポーターの養成を図る経費でございます。

項2、その他諸費、目1、審査支払手数料につきましては、介護予防ケアマネジメント費及び第1号訪問サービス、第1号通所サービス請求支払に係る国民健康保険団体連合会に支払う手数料でございます。延べ377件に支出いたしております。

款6、項1、地域包括支援センター事業費、目1、一般管理経費の支出済額は1,756万345円となっております。主なものといたしましては、職員の人件費、一般管理経費の事務費となっております。次のページをお願いいたします。事務管理経費の中の支出の主なものといたしましては、委託料の地域包括支援センターシステム保守点検委託料と同じくシステム賃借料となります。

目2、介護予防サービス計画費の支出済額は8万3,661円となりました。こちらのほうは、高齢介護係、地域包括支援センターの常勤職員でほぼ対応しております。こちらのほうは、一般会計の諸収入で介護報酬678件分を歳入するための部分の事業費となっております。

款7、項1、目1、予備費でございます。地域支援事業費、任意事業、成年



後見制度利用支援助成金に3万6,295円を充用いたしました。

最下段、歳出合計をごらんください。8億8,191万2,390円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしく願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 現在、非常勤の訪問調査員は何名ぐらい抱えていますか。

それから2番目として、介護保険制度が成立したときに、敏速に申請したら、結果を審査をして、審査結果を出すまで2週間がめどだということになっていますけども、どうもいろいろ話を聞いてますと、大分かかっているようだ。そのかかっている理由としたら、かかりつけ医の診断が遅いから何とか言ってるようですけども、当初は2週間で、申請書を受け取ったら2週間で、あなたは介護度幾つですよ、介護サービスいつから使えますよ、これやるんですが、平均どのぐらいかかっていますか。それに何人、非常勤抱えていますか。

福 祉 課 長 今現在、おこなっている理由でございますけれど、今一部事務組合のほうの足柄上介護認定審査会のほうで、こちらのほうの認定審査事務は行われております。それ以前の訪問調査の部分のところと主治医意見書の聴取については、町の役割で担っているところでございます。訪問調査員は5名抱えております。全員が毎日来られる方ではございませんので、先ほど申し上げました件数ぐらいの訪問調査件数になっております。主治医意見書のほうも特におこなっている事情も、今のところ事情は聞いておりませんで、一番おこなっている原因は、1市5町の部分のところ認定審査会に係る人数の振り分けがございます。それで、年間計画で提出しているんでございますが、実は昨年度末の繰越件数というのがございまして、既に調査も主治医意見書の聴取も終わっておりますのに、40数名の方が繰り越されたという実情がございまして、上衛生のほうの審査会のほうに要望をかけている状態ではございますが、今1市5町の規模に膨れ上がった状態で、1回の審査会のかけられる件数が30件と決まっております。各々の市、町とも繰り越された人数が何人かあるかとは伺ってはいるんですけど、ちょっと由々しき事態でございますので、認定審査会の委員の先生方に審査いただける件数をふやすとか、あと回数をふやしていただくとかいうところ

を上衛生のほうで今調整を図っていただいている状態でございます。

実際のところ、本当にサービスの御利用が必要な方につきましては、認定申請当日からケアマネジャーさんのほうの御選任をいただいて、少ない給付費ではございますが、少ないレベルから御利用いただくことは可能でございます。そちらのほうを窓口でのほうでお勧めしている状況でございますので、御理解賜りたいと思います。ただ、認定審査結果が出るのが4週間という日数でございます。ちょっとそここのところはオーバーしている実情がございますけど、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

7 番 利 根 川 そのためにね、1市5町で共同してやって経費を安く上げよう、そしてスピーディーにやろうということで、平成12年からスタートしていると思うんですけども、それならば自分のところで認定審査会設けたほうがいいんじゃないですか。こんな高い金払ってるんだから。こんな高い金払って、共同でやって、スピーディーにやって、1件当たりの単価を下げようっていうことでやったんだから。じゃあ、自分のところで持ったほうが早いでしょ。私、知ってます例は清川とか愛川とか、みんな単独でやってます。単独でやってるところは、大体2週間です。何で共同でやって、単価も安くなる。それがほかのところより4週間もかかっているなんてね、共同でやる意味がないと思いますよ。その辺はどうですか。

福 祉 課 長 何分広域連携で、一部事務組合になった時点で、申しわけありませんけど町の手を離れてしまっております。一部事務組合のほうへの要望という形の部分ではできると思いますけれど、そのあたりはちょっと難しいかなというふうに考えています。ただ、件数をふやすとか、回数をふやすとかというところは御努力いただきたいというふうに考えているところでございます。

また、1町で運営はいかがですかという、うれしい御提案なんですけど、実は認定審査会に係る先生たちも1回30件というのを読み込んでいただいて、かなり手間をかけた状態でおやりいただいている状態です。町内の先生が、その認定審査会の委員さんを務めておられる方が本当に少ないです。そういった状態で松田町単独でできるかという、それはなかなか難しいところでございます。例えば、直営でできるものではございませんし、お医者さん、歯医者さ

ん、あと保健福祉の専門家というところの部分を委員さんとしてお願いした上でやることになりますので、そこを考えますとなかなか手がつけれないですし、平成12年の段階では5町での共同設置でございました。平成23年から一部事務組合のほうに移っております。南足柄市さんが単独から1市5町に切りかえたときは、利根川議員がおっしゃるようにやっぱり経費の節減というところが大きかったと思いますけれど、やっぱり介護認定審査を受けられる人数が増えてきております。そのところの部分もちよっとお含みおきいただきながら、御意見賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

7 番 利 根 川 最後をやめますけど、清川村、人口3,300人の清川村で敏速かつできていることが、松田町、人口1万1,500人で、こんなに時間がかかっているなんてどうも納得できません。何かシステムがおかしいんじゃないかと思います。平成12年、13年のころはですね、始まったころは、本当にスムーズに出てたんですけども、ちょっとその辺がね、納得できません。だから、そのために審査の時間がかかるということで、転居された例もあるでしょ。私はどうも共同でやってる意味がないんじゃないかというふうに思いますけども、もうこれ以上は結構でございます。清川村に負けているようじゃ、どうしようもないでしょう。清川村なんて、人口3,300人で単独で審査会持ってやって、敏速かつ、でやっていますよ。まあ、それ以上はいいですけど。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 2 番 大 館 1点だけお伺いします。331ページの委託料の中でですね、システム改修委託料が540万、上の保守点検も含めるとですね、900万、1,000万近い額が出てますね。その下で、賃借料が154万あるんですよ。もう1,000万超えちゃってるんだ、これだけでね。こういう、まあ、システム上仕方ないにしても、介護保険料が全く、介護保険のそういう制度を享受できるお金になってないんですよ。これは業者の、このシステムを貸してる業者の収益になっちゃってるわけだよな。実際に受益を受ける我々のお金に使われてないわけですよ。だから、その辺が矛盾しちゃってるんですけども、賃借料で150万も出してるんだから、本来ならシステム改修についてはその中でやるべき話だと思うんですけども、何か我々にわかんないところで、余計なという言い方はおかしいかしんないです

けど、直接受益を受ける人たちに還元されないで、そういうところへ流れちゃってるような。国からのそういう制度だから仕方ないと言われてちゃえばそれまでだけど、ちょっと余りにもね、システムを介護保険事業そのものを利用しちゃってるっていう部分があるんじゃないですか。まあ、ここで課長に文句言っちゃってしょうがないけどね。それが、どんどん、これが年々膨らんでって、介護保険料がどんどんどんどん上がっていくわけですよ。跳ね返ってくるじゃないですか、そういうものがもとで。これだけじゃありませんよ、ほかのサービスとか、そういうものも含めてだけど、その中に占めるこの比率っていうのは、すごく高いわけですよ。直接介護にかかわらない、そういう事務的な費用が、そういう限られた業者に流れていくという、国の制度だから仕方ないとはいえ、非常に矛盾を感じてるところはあるんですけども、課長としては、お考えを伺えればと。

福 祉 課 長 御意見ありがとうございました。実は、こちらのほうのシステム改修にかかった経費でございますが、2分の1ほど国庫補助は受けております。それ以外は一般会計からいただいたお金で、事務経費は運営させていただいているところでございます。実は、ことしの2月に町村情報システム共同事業組合のほうに、介護保険のほうのシステムも入れていただきました。ここでシステム改修が二重になるんじゃないかとすごい不安があったんですけど、同じ会社でございますので、たまたま。そちらのほうの経費は、この改修に関してはかからないというところで安心した状態で移行したところでございます。いろんなシステムが開発されておりまして、制度が改正されるたびにシステム改修というのが入ってきます。なかなか人間の頭で追いつかないようなところまでシステムはきちんとやってくれるって、そういったところでは人件費をかけない状態で、間違いが余りなくというところの部分で事務が進められておりますので、本当に事務専任はこのうちの、介護に関しましては1名だけしか配属されております。残りは全部、専門職の部分でやっておりますので、何とぞ御理解を賜りまして、システム活用のほうは進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 保険料の動向についての説明は。

12番 大 館 先ほどから言うように、課長にこういう質問するのは酷だと思いますけれどもね、考え方としてはそういうものがありますよと。これだけ、介護保険システムだけじゃないですよ、すべてのところで必ずシステム改修委託料は必ずつくわけじゃないですか。全体としては、行政、日本中の行政全体としてたら、もう相当な額になるわけじゃないですか。その辺で、やっぱりその辺をチェックするのは、国か県か知らないけども、もう少しそういうところにチェック機能を強化してもらいたいような提案も、ぜひしてもらいたいですよ。何でもありじゃ。確かに課長が言うように、このシステムを利用するおかげで、人件費がね、相当数削減されるんだってという話だけど、本当にそうかどうかはそれわからないです。確かに、こんな電卓打って計算したら、そりゃ相当のね、ことが、時間がかかるのはわからなくはないけど、本当にこの内容が適正なのかどうか疑問でならない部分があるんで、そういう意見もありますよということを何かの機会があったら言ってほしいです。また、ほかの課でも、担当でも、そういう部分があるんで、ぜひそれは検討していただきたい。意見としていつも発信してもらいたいなというふうに思ってます。それで終わります。答弁いいです。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

それではここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第7号平成27年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 ここで暫時休憩をいたします。それでは、休憩中にですね、昼食をとって

ただいで、午後1時半より再開いたします。

(11時55分)